
札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)

パブリックコメント意見集

～いただいたご意見と札幌市教育委員会の考え方～

令和6年(2024年)4月
札幌市・札幌市教育委員会

札幌市では、子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（改定案）について、市民の皆様からの意見を募集いたしました。この資料は、市民の皆様からいただいた意見の概要と、意見に対する札幌市教育委員会の考え方をまとめたものです。市民の皆様から寄せられた貴重なご意見を参考にしながら、今後の取組を進めてまいります。たくさんのご意見を提出していただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメント実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年3月7日（木）～令和6年4月5日（金）

(2) 意見募集方法

持参・郵送・ファクス・電子メール・札幌市公式ホームページ

(3) 資料の配布場所

- ◆ 札幌市教育委員会3階 児童生徒担当部児童生徒担当課
- ◆ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ◆ 各区役所（総務企画課広聴係）
- ◆ 市民の声を聞く課
- ◆ 札幌市公式ホームページ

2 意見内訳

(1) 意見提出者数・意見件数

18人・52件

(2) 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
人数(人)	1	0	0	6	7	1	0	3	18
件数(件)	1	0	0	17	23	3	0	8	52

(3) 提出方法別内訳

提出方法	持参	郵送	ファクス	電子メール	ホームページ	合計
人数(人)	0	0	2	6	10	18
構成比(%)	0	0	11.1	33.3	55.6	100%

*表中の内訳数値は、小数第2位を四捨五入しています。

3 意見概要

ご意見の概要	札幌市教育委員会の考え方
はじめに	
<p>「はじめに」の記載について、例えば、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめや、いじめに発展しかねない事態をなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育てていかなければなりません。いじめ撲滅は、学校や教育委員会にとって、児童等の精神・身体・生命の保護と並んで、最優先で取り組む事象であることをここに確認する。国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。法の基本理念に基づき ...」ではいかがでしょうか。</p>	<p>「はじめに」では、本方針を策定することとなった国の動きについて最初に記載することとしました。「いじめ撲滅は、学校や教育委員会にとって、児童等の精神・身体・生命の保護と並んで、最優先で取り組む事象であることをここに確認する。」と御意見をいただきました部分につきましては、重要な事柄であると認識しており、本書の第1章1では、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであることを記載しております。</p>
第1章3 いじめの定義及び基本的理解	
<p>いじめの定義を見ると、生徒間で発生した単一回の性被害や暴力行為で心身に苦痛を感じている場合もいじめに含まれるものと解しているが、その認識で間違いないか。 異なっているのであれば、いじめと単一回の性被害や暴力行為との違いをわかりやすく教えていただきたい。</p>	<p>個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。そのため、回数や行為の種類に関わらず、心身の苦痛を感じているものについては、いじめとなります。</p>
<p>いじめという言葉自体がない社会になってほしい。職員も子どもも発達していく過程で、トラブルを乗り越えて考えていく教育が大切なのではないかと思う。いじめの定義というのは個人様々ではないか。</p>	<p>学校と一体となって、いじめが起きにくい環境づくりを大切にまいります。いじめについては、いじめ防止対策推進法第2条で、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定められております。</p>

第1章4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

<p>本方針では、不幸にもいじめその他の理由で学校生活を送ることが困難になってしまった児童生徒を救済するための対応や措置の言及が皆無であり、被害児童生徒に寄り添った方針とは言い難い。また、「いじめを絶対に許さない」と書いている割には、いじめた側の児童生徒を救済するための文言ばかりが目立つ。もっと被害児童生徒とその保護者側に立った方針にしていきたい。</p>	<p>いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、さらに、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行います。</p> <p>また、いじめられた児童生徒に対しては、安全・安心を確保するために、保護者と連携して心のケアや事後の指導や支援が可能となるような取組を行います。</p>
<p>いじめは「しない、させない、許さない」は素敵なスローガンだと思うので、みて見ぬふりをしてきた学校の先生に自覚してほしい。自殺はニュースになっている1件だけではないので、真摯に向き合ってください。</p>	<p>学校においては、教職員一人一人が、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底する姿勢を児童生徒に示せるよう、研修等の取組を進めます。</p> <p>また、いじめによって命が失われることがないように、児童生徒の変容、ささいな兆候や懸念などについて学校全体で共有する体制を整えます。</p>
<p>学校で発生するいじめを、家庭・地域も一体となることに賛成です。いじめの現状のとおり、10%の子がいじめ被害者です。よって、生じたいじめの解決にも、家庭・地域・警察の力が必要です。</p>	<p>札幌市が目指すいじめ防止のビジョンである「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは『しない・させない・許さない』を徹底」の周知に努めてまいります。</p>
<p>いじめ防止の徹底は「あるべきではない」と社会に根付かせ、「しない・させない・許さない」のスローガンがなくてもいじめが起きない社会がノーマルなのだと思う。</p>	<p>いじめが起こらないことが一番だと考えます。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもち、今回、札幌市のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいくこととしました。</p>

第2章1 いじめの防止に関すること

<p>学校の教職員や児童等が「いじめ」を「いじめ」と認識することが当然できるかのよう記載されているが、不見識である。「いじめ」ではなく、「他の児童等から非合理的な抑圧か暴力を受けていないか」などいじめに発展しかねない事象の段階で兆候をつかみ、いじめに発展させないようにする取組こそ、未然抑止という意味で有効であるので学校評価で重点的に対象にされてはどうだろうか。</p>	<p>いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有することを大切にしております。また、本書の10ページでは、教育委員会は、学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言することとしています。未然防止の取組状況も含めた指導・助言に努めてまいります。</p>
---	--

<p>アンケートやチェックシートを用いて児童・保護者・教職員・学校管理職の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を含めた認知度を調べ、それらを高められる学校、方針の認知度が高い水準で安定している学校を「いじめを撲滅できる学校」と評価されるようにしてほしい。</p>	<p>方針の9ページに記載のとおり、いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、学校いじめ防止基本方針の策定と取組状況について把握し、各学校の取組が実効的に機能するよう指導・助言してまいります。</p>
<p>教師自身が子どもの権利をよく学び、生徒指導提要进行を理解する事を求めたいです。</p>	<p>方針には、子どもの権利条約の趣旨を生かした教育活動の推進や生徒指導提要进行を考慮することについて記載しています。教育委員会としては、教職員の理解促進に努めてまいります。</p>

第2章2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

<p>学校における SC、SSW の活用について、一層充実させると記載あるが、SC、SSW 増員の予算は令和6年度予算に計上されているのか。 また、具体的に何名ずつ増員するのか。</p>	<p>スクールカウンセラーについては、すでに全市立学校に配置していますが、令和6年度から、年 69 時間だった小学校の配置時間を 140 時間とすることで、毎週3時間ずつ配置することが可能となります。スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度から会計年度任用職員を 15 名、週の勤務時間を 30 時間と増やすことで、各学校の担当者を割り当てることが可能となります。新たにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の必須の構成員とするなど、教育相談体制の一層の充実に努めます。</p>
<p>教員による児童生徒への不適切言動・暴力(体罰)・性暴力等のアンケートの実施を求めます。</p>	<p>教育委員会で毎年実施している「悩みやいじめに関するアンケート」において、いじめに限らず様々な悩みを受け止められるよう努めております。また、毎年、小学校4年生以上の児童生徒に配付している様々な相談窓口を記載したカードに、体罰・性被害相談窓口や性暴力被害者支援センターを相談先として記載しております。</p>
<p>指導主事の派遣方法は、いじめ被害者側からの申請により実施してください。</p>	<p>指導主事の派遣については、教育委員会と学校が連携して実施いたします。いじめについて、学校に直接相談することが難しい場合には、いじめ電話相談でもお受けしております。</p>

第2章3 いじめの防止等に関する機関との連携

<p>様々な機関が連携して一体となって取り組む姿勢は素晴らしいと思う。</p>	<p>いじめの未然防止や対応の改善につなげるよう、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等で構成される、札幌市いじめ対策連絡協議会を開催していきます。</p>
---	---

第2章4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

<p>生徒の権利も先生の権利も正しく守られるよう、スクールロイヤーの導入も検討して頂きたいです。</p>	<p>札幌市においては、すでにスクールロイヤーの制度を導入しております。本書の14ページに記載のとおり、スクールロイヤーも含めた専門家の活用も含めて学校と連携して対応に当たってまいります。</p>
--	--

第2章5 再発防止策の検証

<p>いじめの対処及び再発防止策に関するロードマップが、実際のいじめ事案に対して忠実に実施されたのかどうか、どのように評価を行うのか記載がなかったように思う。近年メディアから報道されるいじめ事案は重大事態に該当すると思うが、いずれも教育委員会の対応(揉み消し、現場への圧力、不誠実な対応等)に疑問を感じる。下流(学校等)の対策は理解できたが、札幌市として教育委員会や文科省などの上流機関に対する改善策や、改善策の評価方法等が不明である。</p>	<p>教育委員会としては、学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受け、指導・助言にあたります。学校及び教育委員会の取組状況については、第三者の専門家から構成される教育委員会の附属機関に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図ることとしています。</p>
<p>市教委と分離した、監察局を市長部局に設置し、市教委から学校の安全管理を分離させるべきだと考えます。</p>	<p>いじめに係る学校及び教育委員会の取り組み状況については、第三者である専門家で構成された附属機関に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図ってまいります。</p>

第3章2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

<p>被害児童生徒がやむを得ず、当該学校への復帰はおろか転校すらもできないような深刻な状況に陥った場合に、札幌市は当該児童生徒及びその保護者に対して具体的にどのようなサポートをどのように継続して実行していくつもりか教えていただきたい。</p>	<p>学校は、保護者と連携し、一体となった指導や支援を行うことが大切です。いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努めます。また、希死念慮が</p>
---	--

	生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応します。
「いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため」には、最低限いじめ重大事態の加害児童生徒に対しては学校教育法第 11 条に基づく懲戒が必要だと思いが、懲戒に関して一切記述がないのはなぜか。平成 22 年 2 月 1 日付 21 初児生第 30 号「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について(通知)」にもある通り、いじめや犯罪行為が発生した場合、事態の重大性を鑑みて懲戒を適切に行うようにしていただきたい。	学校教育法第 11 条に基づく懲戒については、いじめ防止対策推進法第 25 条において定められており、教育上必要がある場合には、法に則り適切に対応してまいります。なお、本書の参考資料としていじめ防止対策推進法を掲載しております。また、本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとしています。なお、命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行うこととしています。
被害児童生徒がやむを得ず、当該学校への復帰はおろか転校すらもできないような深刻な状況に陥った場合に、札幌市は当該児童生徒及びその保護者に対して具体的にどのようなサポートをどのように継続して実行していくつもりか教えていただきたい。	学校は、保護者と連携し、一体となった指導や支援を行うことが大切です。いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努めます。また、希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応します。
障害がある子供の安全と教師自身の身のためにも防犯カメラ等の設置を求める。	学校の中に監視カメラを設置することは、プライバシー保護の関係から難しい問題があります。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、教職員が複数の目で組織的に対応することとしています。また、児童生徒がいじめを見たり聞いたりしたときには、周りの大人に知らせることの周知を進めます。
不都合な現実を黙認したり黙殺したりすることなく、適切に記録する体制は、方針に明記し整えてほしい。	本書の 18 ページでは、学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録することとしております。
いじめ被害者と加害者に学校の記録を開示してください。	学校においては、学校いじめ対策組織で把握した内容について、双方の保護者に丁寧に説明し、共通理解を図ることを基本としております。

第3章3 いじめの未然防止

<p>生徒間だけでなく、学校の教職員から受けた心理的・物理的行為により、心身に苦痛を感じて不登校や精神疾患などに苦しんでいる児童・生徒は多いため、本方針は、生徒間のいじめに限定するのではなく、教職員等から受けた心理的・物理的行為、その他の学校関係者から受けた犯罪行為により、当該学校で安心して過ごすことができないくらいに心身に苦痛を感じて苦しんでいる児童生徒を広く救済するような方針にするべき。「いじめ」や「重大事態」の定義に当てはまらないことを理由に、被害児童生徒を突き放すような対応は絶対にやめていただきたい。 (類似意見2件)</p>	<p>学校では、基本的人権を尊重するとともに、互いにかげがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくしていく「人間尊重の教育」を基盤とした生徒指導を実践することとしています。本書の 20 ページに記載しましたように、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うよう、教職員への研修等の取組を充実させてまいります。</p>
<p>いじめの早期発見は、加害者を作らない事から始めるべきだと思う。加害者が生まれなければ、被害者も生まれない。加害者側も大人になってから「なんであんな事をしてしまったんだろう...」と自分でした事を振り返り必ず後悔して苦しむ日が来る。加害者を作らないことが一番大事だと思う。</p>	<p>いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことについて、児童生徒の理解が進むような取組を行います。</p>
<p>学校が隠蔽に走ったりうまく動けなくなったりするのは、単純な人手不足によるものも大きいです。人手不足もいじめ隠蔽もともに解消されてはいかかが。</p>	<p>教員定数の拡充や学級編制の標準の改善については、継続して国に働きかけていきます。</p>
<p>方針には、加害者に対する対処がほとんど明記されていない。まずは加害者になるということがどういうことを明確に示す必要があると思われる。 いじめの加害者は犯罪者として対処されるのだということを学生たちに教えるべきであり、それが防止につながっていく。そのための方針を作って欲しい。</p>	<p>本書の 21 ページには、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることを、児童生徒が学ぶ取組を行うことを記載しており、児童理解の促進に努めてまいります。</p>
<p>教員による児童生徒への不適切言動・暴力(体罰)・性暴力、児童生徒間のいじめについて、有識者会議をおこない、抜本的な防止計画を立てることを求めます。特に、性暴力は誤解の多い分野のため、性暴力に特化した専門家・支援者・当事者からの意見を聞くことを求めます。</p>	<p>本書の 20 ページには、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことを記載しております。また、いじめに係る学校及び教育委員会の取り組み状況については、専門家で構成された附属機関に定期</p>

	的に報告し、必要な改善を図ってまいります。
--	-----------------------

第3章4 いじめの早期発見	
---------------	--

<p>ICT を活用した児童生徒の SOS の早期発見・早期対応に関して、報道によれば「専用のアプリ」を導入するとあった。この場合のセキュリティはどのように確保されるのか。</p> <p>「いじめ」に関する情報に対するセキュリティは万全なのか。</p> <p>外部漏洩した場合、関係者以外に漏れた場合の対応策は考えられているのか。</p> <p>今回札幌市で発生した重大事案では、当該生徒に対する「いじめ」に関する情報が十分にあったにも関わらず、その情報が小・中学校で正しく受け止められず・共有されず・組織的な対応ができなかったのではないのか。</p> <p>「専用のアプリ」を使って得られた情報への感度が低く、適切な対応がなされないのならば、「専用のアプリ」を使う意味は全くなく、「いじめ」に関する情報の管理上のリスクが高まるだけである。以下の3点に重点を置き、徹底しなければ、「専用のアプリ」を導入しても、今回と同じような重大事案が繰り返されるだけであると考える。</p> <p>① 小手先のツールに依存するのではなく、既存・従来手段(紙ベース・面談、普段の児童・生徒の観察)を通して、児童・生徒から発せられる変化・サインを見逃さない「感度」を高めること。</p> <p>② ①のサインへの適切かつ組織的な対応を、実効的なものにするための検討。</p> <p>③ 児童・生徒及び保護者との信頼関係を、どのように構築するか？どうしたら構築できるか？という検討。</p>	<p>ICT を活用した情報の取扱いについては、大変注意が必要であるため、「個人情報取扱安全管理基準」の遵守を業者と確認いたします。アプリで得られた情報については、複数の教職員での確認が可能となるため、いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐこととなります。ICT は早期発見の手段のひとつのため、アプリのみに頼ることなく、教職員の日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童生徒の変容を見出すことを大切にします。児童生徒の変容、ささいな兆候や懸念については、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整えます。また、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で児童生徒に接し、信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組むよう教職員の対応力の向上に努めます。</p>
<p>いじめられた子は誰を信じていいのか、人間不信になっている場合もある。いじめられた事を訴えるのもとても勇気がいる事。いじめを感じた子供が訴えやすい環境づくり。どんな些細な声でも対応してもらえる環境づくりが大事。</p> <p>決して聞き入ってもらえなかったなんて</p>	<p>学校では、教職員が個ではなく組織で対応し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すこととします。そのため、担任のみならず、相談しやすい環境を整えることが大切だと考えます。今後、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の必須の構成員と</p>

事がないようにしてほしい。	し、ICT も活用するなどして、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。
---------------	--

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

<p>これまでの事件を見ると、市教委や学校の行う調査は、「いじめ」や「重大事態」に該当させないための根拠を整えるために行われているように映る。加害児童生徒やその保護者への配慮を優先し過ぎて、被害児童生徒に寄り添って対応してこなかったことが、さまざまな悲しい事件を引き起こしているのだから、被害児童生徒を救うことを最優先に、どんな些細なことでも拾い上げ、「いじめ」や「重大事態」をもっと広く認定できるように調査を実施していく必要があるのではないか。</p>	<p>いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先し、保護者と連携した取り組みを大切にしております。児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、ICTも活用するなどして、学校いじめ対策組織で共有し、法に基づいたいじめやいじめの重大事態の見逃しを防いでまいります。</p>
---	---

<p>犯罪行為にあたるいじめや、他の生徒間の窃盗もしくは性犯罪等の犯罪行為に関して、加害生徒に対して適切に懲戒を行うべき。 同時に教育現場が加害者を守ったり、いじめや性犯罪等は無かったもののようにすることなどもってのほかである。 (類似意見1件)</p>	<p>本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることを記載しております。また、本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとしています。なお、命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行うこととしています。</p>
---	--

<p>実際に我が子に対していじめにつながるような嫌がらせがありました。保護者からの申し出がなければ方針に沿った対応が全くない状況でした。現在は嫌がらせはありませんが、`落ち着いているならよいのでは、との対応に留まっており、解決したとは言い難いです。学校の対応は改善が必須だと感じます。</p>	<p>学校がいじめを把握した場合は、いじめ対策組織で情報を共有し、チームでいじめの問題に対応します。解消については、お子様・保護者と連携した上で判断を行います。教育委員会としては、学校が法や方針に則った適切な対応となるよう、学校の取組状況について把握し、取り組みが実効的に機能するよう指導・助言を行います。</p>
--	---

第4章3 いじめられた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

<p>傍観者は少数派より多数派にいた方が安心だから、自分の中では他人の行動が違おうと思っても、仲間はずれになりたくないとか多数派の安心感から強そうな子の味方になったり、加害者の仲間になったりしてしまう。間違っただけに早く気づけるの</p>	<p>学校では、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう取り組みます。また、</p>
---	--

<p>は、子供同士だと思う。お友達が間違っ た事をしているなど気づいた時、「それ間違 っているよ」「私はそう思わない」などと言 える勇気を教える指導も大切だと思う。 必ず多数派が正しいわけではない事を教 える事も大事。</p>	<p>いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児 童生徒が理解できるようにするとともに、 見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化 させることになることを指導いたします。</p>
---	--

第4章4 関係保護者との連携

<p>保護者も日頃から自分の子供の心の変化 に気づけるように、忙しくても会話をす る時間を増やしたいと思う。 もし我が子が加害者又は被害者になっ てしまった場合の、家庭で抱え込まないた めの対策もお願いしたい。</p>	<p>いじめられた児童生徒の保護者には、いじ めの情報を把握したその日のうちに、把握 した事実の概要を迅速に伝え、その後、事 実確認を速やかに行います。いじめの認知 に至らなかった場合においても、保護者と 連携し、学校と一体となった指導や支援が 可能になるような取組を行います。</p>
---	---

第4章7 いじめの解消

<p>被害者に対するいじめ行為が3ヶ月以上 止んでいても、被害児童生徒の心身の苦 痛が解消されていなければ、いじめは解 消していないという解釈で間違いない か。</p>	<p>いじめの解消については、心理的又は物理 的な影響を与える行為が、少なくとも3か 月以上継続していること。被害児童生徒 が、いじめの行為により心身の苦痛を感じ ていないことが、本人及びその保護者との 面談等により確認できること。この2つと も満たされる場合に解消と判断するため、 どちらかのみ状態であれば、解消してい ないこととなります。</p>
--	---

第5章1 重大事態とは

<p>重大事態の定義として、「児童等の生命、 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。」「いじめにより児 童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認め るとき。」となっているが、誰がどのよう にしてそれらの事態を「認める」のか。学 校や教育委員会が「認め」なければ、重 大事態として取り扱われないのか。 また、客観的に見て明らかにいじめの重 大事態であると思われる事象であって も、調査に発展しないことがあるのはな ぜか。</p>	<p>学校は、いじめ防止対策推進法第28条第 1項に該当する事案については、疑いがある 時点で認め重大事態に係る事実関係を 明確にするための調査を行うこととなり ます。いじめの重大事態であると思われ る事案については、学校は被害児童生徒 及びその保護者から事実関係の確認を行 い、法第28条第1項に該当する場合には、 重大事態の調査を実施します。</p>
<p>調査が必要な時には利益相反のない調査 委員会(弁護士、精神科医、臨床心理士な</p>	<p>重大事態の調査を実施する場合に、第三者 性を担保することは重要なことであり、札</p>

<p>ど)を速やかに立ち上げる体制を整えるべきである。</p>	<p>幌市においては、学識経験者、弁護士、医師等の専門家からなる附属機関である、「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」を常設しております。また、学校に専門家を派遣する仕組みも整えております。</p>
<p>犯罪行為は「いじめ」にあたるとして重大事態として調査・対処すべきである。突発的な暴力、強制性行為、一定の個人を対象としていない窃盗なども、重大事態として扱うべきである。 (類似意見2件)</p>	<p>いじめ防止対策推進法第 28 条第1項第1号及び第2号に該当する場合には、全ていじめによる重大事態として、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努めます。</p>
<p>いじめられた生徒達だけが精神科に頼っても何も解決にはならない。いじめた生徒も精神科に頼るべきだと言える。病院などに行くなど、その場から離れる教育となっているが、これは本来目指すものではない。</p>	<p>いじめた児童生徒については、今後作成する、心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを活用してまいります。</p>
<p>第5章2 重大事態発生時の対応</p>	
<p>これまでの市教委の重大事態の調査報告書を全て公開してください。</p>	<p>法の制定以降、これまでの調査報告書については、現段階では公表の予定はありません。今後の調査結果については、札幌市教育委員会における「いじめの重大事態の公表に関するガイドライン」を作成し、それに基づいて公表いたします。</p>
<p>「再調査の実施に市長が判断」とありますが、市長の独断ではなく、当事者の視点や意見を採用してもらいたいです。</p>	<p>再調査については、いじめ防止対策推進法第 30 条第2項において、地方公共団体の長が行うことができると定められております。なお、重大事態の調査結果の報告について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて地方公共団体の長に提出することができます。</p>
<p>調査方法は、プライバシーに配慮しているのか。</p>	<p>調査については、児童生徒、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、プライバシーに配慮してまいります。</p>
<p>その他</p>	
<p>配布場所に、「まちづくりセンター」を欠落されたこと、公表方法に「広報さっぽろ」を欠落したことが残念です。不登校中のいじめ被害者に、このパブコメ意見募集を何かの方法で伝えてください。</p>	<p>配布場所や公表方法についての御意見は、今後のパブリックコメント実施時の参考とさせていただきます。また、今回の募集では、報道機関への情報提供及び市のホームページで掲載し、御家庭にいる児童生徒か</p>

	らも御意見がいただけるよう努めました。 今後、キッズコメント実施時に、登校できていない児童生徒への周知について検討してまいります。
--	--

<問い合わせ先>

札幌市教育委員会児童生徒担当部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL:011-211-3861

Eメール: jidouseito@city.sapporo.jp

市政等資料番号

02-S02-24-1010